

用 語 集

※ 以下の用語については、水産基本計画本文の文脈に即して説明したものであり、必ずしも一般的な定義のみを示したものではない。

あ		
アユ冷水病	P27	アユが細菌(フラボバクテリウム・サイクロフィラム)に感染して起きる感染症。我が国では昭和62年に徳島県で初めて確認されて以来、アユ漁業に多大な影響を与えている。国、都道府県、(独)水産総合研究センター、全国内水面漁業協同組合連合会等の連携により、科学的知見を踏まえた指導・普及を行うとともに、ワクチンの実用化等の研究が推進されている。
磯焼け	P3	海洋環境の変化や藻食性動物の影響などによって藻場が大規模に消滅し、岩肌が表れ焼け山のような状況となり、その状態が継続し藻場が回復しないものは「磯焼け」と呼ばれている。水産庁のアンケート調査によると、現在、沿岸に隣接する27の都道府県で磯焼けが発生・進行している。
遺伝的多様性	P20	生物の個体群内に様々な異なる遺伝子が存在すること。個体群の遺伝的多様性が低下すると、環境変化などへの対応力が低下する恐れがある。このため、遺伝的多様性の高い種苗を生産することが重要となっている。
色落ち対策	P27	色落ちとは、プランクトンの大量発生等により、海水中の栄養分が少なくなり、ワリの色が黄色く変色してしまい、商品価値が失われる現象。対策として、プランクトンの発生状況を調査・予察し、網の張り込み時期の決定等の養殖管理に活用する技術の開発やダム貯水の弾力的放流による栄養分の漁場への供給の試みが行われている。
魚つき保安林	P19	魚つき保安林とは、公益的機能の発揮が特に必要な森林として農林水産大臣または都道府県知事が森林法に基づき指定する保安林のうち、魚介類の生息、繁殖環境の保全を目的として指定するもの。水面に陰をつくったり、流れ込む水の汚濁を防いだり、養分の豊かな水を供給するなどの働きで、魚介類の生息と繁殖を助ける。
衛星船位測定送信機	P18	人工衛星を利用して船舶の位置の測定及び位置情報の送信を行う機器。この機器を漁船に搭載することにより特定の船舶の位置情報を陸上のモニター画面に表示し確認することが可能となることから、違反操業の抑止効果や漁業取締りに役立てることが期待されている。
汚泥・ヘドロ	P19	ヘドロは海底などに溜まっている軟泥、有機物を含む浮泥など、含水比が高い流体に近い状態にある泥状の物体の総称をいう。そのうち、汚染されたものを汚泥という。
か		
買受人の新規参入	P28	買受人として産地市場に参入するためには、買参権を有することが必要となる。買参権とは、水産物産地市場の場合、生産者が市場に水揚げした魚介類を、卸売人を通じて購入する権利のことであり、一定の資格(法令資格、実績、保証金など)を有することにより、市場開設者から買参権を取得することができる。 多くの産地市場では、買受人の新規参入が必要以上に制限され、十分な数の買受人がないため、公正な価格形成と水産物の安定供給に支障をきたしているとの指摘がある。制度上は、開設者の権限により買受人の新規参入は可能となっているが、競争激化を嫌う既存業者の反発に配慮し、権限を行使できないとの声がある。
海技士	P24	20トン以上の船舶の船長や機関長等になるために必要な免許を受けた者。船長や航海士になるための海技士(航海)の免許を受けるには、航海計器や航路標識等に関する知識が必要となり、機関長や機関士に

		なるにための海技士(機関)の免許を受けるには、出力装置やプロペラ装置等に関する知識が必要となる。
海区漁業調整委員会	P35	海区漁業調整委員会は、漁業法に基づく「漁業者及び漁業従事者を主体とする漁業調整機構」であり、選挙による漁民委員、都道府県知事の選任による学識委員及び公益代表委員をもって構成されている。当該委員会は、その区域内における漁業に関する事項(漁業権免許に関する都道府県知事からの諮問への答申、紛争の調整及びその未然防止を図るための指示など)を処理する。全国で64海区が指定されている。
海面利用協議会	P35	漁業と海洋性レクリエーションとの共存及び調和ある発展に資するため、関係者間における海面利用の調整及び地域利用の実態に応じた海面利用のあり方の検討等を行う任意の協議会。設置状況は、平成18年7月現在で関係40都道府県のうち39都道府県で設置されている。
海洋水産資源の開発及び利用の合理化を図るための基本方針	P19	海洋水産資源開発促進法(昭和46年法律第60号)の規定に基づき、沿岸海域における水産動植物の増殖又は養殖の推進、海洋の新漁場における漁業生産の企業化の促進、海洋水産資源の自主的な管理の促進及び海洋の漁場における新漁業生産方式の企業化の促進等を図るに当たって基本的な事項を定めた指針。概ね5年ごとに定めている。
機能性食品	P32	栄養以外の何らかの生理作用を持つ成分を活かした加工食品を指す。魚介類には、ペプチド、鉄分、DHA等の健康機能性成分が豊富に含まれており、水産物の健康機能が世界的に注目されている。
共済事業	P37	漁協が行う事業の一つで、組合員が一定の金銭(共済掛金)を拠出し、共済事故(組合員や家族など被共済者の死亡、家屋の火災など)の発生に際し、組合員に一定の給付(共済金)をすることを内容とする事業である。保険の仕組みと類似しているが、商法にいう保険は営利を目的とする商行為とされるのに対し、共済は、既存の一定の緊密な人間関係(組合員関係)を前提とし、これらの組合員(漁民)の間の相互扶助としての事業である。
漁協系統	P23,P26, P36,P37	水産業協同組合法に基づき設立された漁業協同組合並びに都道府県段階及び全国段階等の連合会に至る協同組織。
漁業監督吏員	P18	漁業監督吏員は、都道府県の職員のうちから任命され、その都道府県内において、漁業取締り(漁業法や漁業調整規則等の法令違反の調査、摘発等)を行う。漁業監督吏員の多くは、犯罪が発生した場合の捜査権限も与えられている。 なお、国の職員のうちから任命される漁業監督官も、同様の職務を行う。
漁業共済制度	P23,P24	漁業共済は、台風災害等の不慮の事故又は異常の事象によって漁業者が受ける損失の補てんを漁業共済団体が行うことにより、漁業経営の安定に貢献。漁船漁業を主な対象とする漁獲共済、魚類養殖を主な対象とする養殖共済、貝類・藻類養殖を主な対象とする特定養殖共済、養殖施設、定置網等を主な対象とする漁業施設共済の4共済を実施。漁獲共済、特定養殖共済は生産金額に着目した収穫高保険方式、養殖共済、漁業施設共済は物損保険方式を採用。
漁業協同組合合併促進法	P37	漁業協同組合(以下「漁協」という。)の合併の促進に関する基本的な構想及び漁協の合併の促進に関する基本的な計画について定めるとともに、漁協の合併についての援助や合併後の漁協の事業経営の基礎を確立するのに必要な助成等の措置を定めて、漁協の合併の促進を図ることを目的とした法律。
漁業許可	P17,P22	我が国においては、漁業調整及び水産資源の保護培養等に関して必要があると認められる場合には、許可制による漁業管理を行っており、大臣許可漁業と知事許可漁業に大別される。許可漁業においては、許可の内容や許可に付した制限又は条件のほか、農林水産省令や都道府県規則によりその管理が行われる。

漁業権	P17,P27, P37	漁業権とは、都道府県知事の免許により設定される、一定の水面において特定の漁業を一定の期間排他的に営むことのできる権利であり、貸付の禁止、担保権の設定・実行の制限、移転の制限など自由な処分が禁じられている。P27においては、漁業権の行使状況により、密に漁業が営まれている地域と、疎に漁業が営まれている地域があることを問題点としてあげている。
漁業信用基金協会	P23	漁業信用基金協会は、漁業者の漁業経営に必要な資金の融通を円滑にするため、漁協等金融機関の漁業者に対する貸付けについて、その債務の保証等を行う法人であり、漁業者、漁協、地方公共団体等の出資により設立された公的な信用補完機関。
漁業調整規則	P35	漁業調整規則は、漁業法及び水産資源保護法に基づいて、水産資源の保護培養、漁業取締その他漁業調整のため、水産動植物の採捕又は処理に関する制限又は禁止等について、都道府県知事が定める規則である。一般に、各都道府県毎に海面漁業調整規則と内水面漁業調整規則が制定されている。
漁場改善計画	P20	養殖漁場環境の維持・改善を通じて持続的な養殖生産を確保するため、漁業者自らが対象となる水域及び養殖の種類を定め、施設や体制の整備などを図るための計画。
漁場耕うん	P27	貝桁網などの漁具や鍬状の装置を曳航し、海底に堆積した浮泥を攪拌させて有機物の好氣的分解を促進させたり、硬化した海底を耕したりすることにより、エビや貝類などの底生生物の生息環境を改善する手法。
漁場利用協定	P35	漁場利用協定は、漁業協同組合等と遊漁関係団体とが漁場の安定的な利用関係を確保に必要な事項として、各々の構成員が遵守すべき事項を定め、当該事項の遵守の指導を相互に約する団体間の私法上の契約である。 また、当事者同士の漁場の利用をめぐる話し合いを促進するため、都道府県知事は、漁場利用協定締結の勧告や紛争に係るあっせん(沿岸漁場整備開発法第24条、第26条)をすることができる。
漁船保険制度	P24	漁船保険は、漁船の沈没、損傷などの事故等によって漁業者が受ける損害の補てんを漁船保険団体が行うことにより、漁業経営の安定に貢献。漁船の沈没、損傷等を補てんする漁船保険、漁船の運航に伴って生じた損害賠償責任等を補償する漁船船主責任保険、漁船の運航に伴って、乗組船主に死亡等の事故が生じた場合に補償する漁船乗組船主保険、漁船に積載した漁獲物等の流出等によって生じた損害を補てんする漁船積荷保険、拿捕等により漁船が抑留された場合の乗組員の給与の支払いを保証する漁船乗組員給与保険を実施。
経営管理委員会制度	P37	組合の業務執行機関を、日常の業務を執行する理事会とこれをコントロールする経営管理委員会に区分する制度で、平成14年から任意に導入できることとされた。 経営管理委員会は、組合員代表からなり、業務の基本方針と重要事項の設定、理事の任命等を行う。また、経営管理委員会を設置する組合の理事会は、専門的知識を有する実務家からなり、経営管理委員会の決定の下で日常的業務を執行することとなる。
経済事業	P36,P37	漁協が行う事業で、組合員の事業や生活に必要な物資(漁業用燃油、漁網、養殖用の飼料など)を漁協が一括購入して組合員に供給する「購買事業」と、組合員が生産した漁獲物、その他の生産物を消費者に届ける「販売事業」とを併せて一般的に「経済事業」と呼ばれている。
検疫対象疾病	P21	養殖水産動物の伝染性疾病で、まん延した場合に重大な損害を与えるおそれのあるものとして、水産資源保護法に定められた疾病。平成19年2月末現在、11種の疾病が指定されており、これらにかかるおそれのある水産動物の輸入に際しては農林水産大臣の許可が必要。 ○こい、きんぎょ等 コイ春ウイルス血症及びコイヘルペスウイルス病

		○さけ科魚類の発眼卵及び稚魚 ウイルス性出血性敗血症等、4疾病 ○くるまえばい属のえび類の稚えび 流行性造血器壊死症等、5疾病
コイヘルペスウイルス病	P27	マゴイとニシキゴイに発生するウイルス病であり、KHV病と略記されることも多い。死亡率が高く、持続的養殖生産確保法に定める特定疾病として、同法に基づくまん延防止措置の対象となっている。我が国では、平成15年11月に霞ヶ浦で初めて確認され、以来、各都道府県において移動制限、焼却・埋却処分等のまん延防止措置がとられるとともに、(独)水産総合研究センターを中心に同病の診断・防疫技術等の研究開発が推進されている。
公海域	P18,P25	「公海域」とはいずれの国の排他的経済水域、領海又は内水にも含まれない海洋の部分を用いる。国連海洋法条約は、公海漁業の自由を原則とする一方で公海における生物資源の保存・管理についての相互協力を締約国に対して一般的に義務付けている。
広葉樹林化	P19	森林の有する多面的な機能を十分発揮させるため、これまで造成され利用期を迎えたスギ・ヒノキ等の森林について、皆伐を避け、広葉樹を主体とした森林へ誘導する取組。
効率的かつ安定的な漁業経営	P22,P23	他産業と比べてそんな色ない水準の所得・収益を確保でき、将来にわたって安定的な漁業を営むことができる経営。
固定化債権	P37	具体的な定義はないが、漁協等の、組合員に対する貸付金のうち弁済期を一定期間経過したもの、あるいは購買未収金のうち決済期を一定期間経過したものなどが考えられる。
個別割当方式	P17,P19	TAC(漁獲可能量)を各漁業者又は漁船に個別に配分する制度。

さ

サプライチェーン	P28	サプライチェーンとは、漁獲された水産物が産地から最終消費者に供給される過程にかかわる全ての活動(港への水揚げ、注文、セリによる取引、保管、輸送、調理、小売店舗での陳列、販売、代金支払等)を指し、一般に供給連鎖と言われる。従来個々の流通段階ごとの視点から行われていた業務を、供給活動全体の視点から見直し、消費・流通に関する情報の共有化により供給プロセス全体の改革を行うシステムをサプライチェーンマネジメント(SCM)という。水産物流通は、多段階で流通経路が長く、その過程で荷姿が複数回変化することから、物流・商流コストがかかり、また、消費動向が産地・中間流通に伝わりにくいなどの問題を有しており、サプライチェーンを念頭においた流通効率化への取組が重要な課題となっている。
暫定水域等	P18	日韓、日中間の排他的経済水域の境界画定について合意が得られるまでの間の暫定的取極として、相手国の漁船の取締り等を行わないこととされている水域をいう。日韓間では「暫定水域」、日中間では「暫定措置水域」「以南水域」「中間水域」が設定されている。これらの水域では、協定に基づき設置された共同委員会等を通じて適切な資源管理措置を実施することとされている。
資源回復計画	P16,P17	緊急に資源の回復が必要な魚種や特定の漁業種類を対象として、計画期間内の具体的な資源回復の目標値を設定し、この目標を達成するための①減船、休漁等の漁獲努力量の削減、②種苗放流等による資源の積極的培養、③漁場環境の保全等の取組を総合的に推進するもの。国又は都道府県が、広域漁業調整委員会等で関係漁業者の意見を踏まえ合意形成を図りつつ作成。計画の実施と併せて、漁獲努力量削減に伴う漁業経営への影響を緩和する措置を実施。
資源生産力	P5,P34	ある場所における単位時間あたりの資源の生産量。
資源評価	P3,P16,P19	調査対象魚種又は系群(遺伝的構造が同一か、分布域等が同一である資源の最小構成群)について、漁獲調査や生物学的調査により得られたデータに基づいて資源の特性や資源量を解析し、資源の水準、動向

		及び漁獲が資源に与える影響を評価すること。
資源変動機構	P16	資源変動メカニズムともいう。 水産資源の変動要因は環境(水温、海流及び餌生物等の環境条件)によるものと漁獲によるものに大別されるが、本計画における資源変動機構は、水産資源が環境変動の影響を受けて変動する仕組みを指している。
持続的養殖生産確保法	P21	漁業協同組合等による養殖漁場の自主的な改善を促進するため、漁場改善計画制度を創設し、養殖漁場を良好な状態に維持、改善し、長期的に安定した養殖生産の維持又は増大を可能にするための法律。
収穫高保険方式	P24	共済契約期間中の生産金額(数量×価格)が過去の生産実績等を基に定められる補償水準に達しない場合に、減収分を一定割合で補償する保険方式(価格の低落に対する損失にも対応)をいう。
種苗放流	P12,P13, P17,P20, P26,P27	魚介類は多くの卵を産むが、卵から稚魚になるまでの時期に、他の魚による捕食などにより、その多くが死亡してしまう特性がある。この時期を人の手で管理し、生存力が高い大きさまで飼育した稚魚(種苗)を天然の水域に放し、自然の生産力を活用して水産資源を増やす取組を「種苗放流」という。現在、さけ、まだい、ひらめなど約80種の魚介類を対象に種苗放流の取組が行われている。
浚渫	P27	航路や港内における所定の水深確保、漁場における底質改善などの目的で、海底の土砂や汚泥・ヘドロ等の堆積物を取り除く手法。
商業捕鯨モラトリアム	P18	1982年の第34回IWC年次総会(ブライトン)で採択された規定。商業捕鯨を「禁止」する規定と誤解されることが多いが、実際は①1986年から商業捕鯨を一時停止する、②遅くとも1990年までに資源評価などの包括的評価を行って、同規定の見直し(捕獲枠の設定)を行う、という内容となっており、商業捕鯨の「禁止」ではなく、「一時停止措置」のことである。 同規定については、①IWC科学委員会は同規定が必要であるとの科学的根拠を示しておらず、勧告も行っていないこと、②資源量が少ない鯨種は既に捕獲禁止になっていたこと、③この規定が資源量の多い鯨種についても商業捕鯨を一時停止にしようとするものであること、等を理由に、日本は採択に反対するとともに、採択後には同決定に対し、条約の規定に基づき異議申し立てを行った。しかしながら、その後、米国との政治的取引により、異議申し立てを撤回し、1988年から商業捕鯨を一時中断している。なお、同規定のもう一つの条件である「1990年までの同規定の見直し」は、現在まで一度も行われていない。
食の簡便化志向	P9,P12,P29	単身世帯の増加や女性の社会進出、高齢化の進行、生活スタイルの多様化等を背景に、調理や食事にかかる手間と時間を減らそうとする傾向がみられる。これに伴い、切り身や刺身といった、調理しやすい、すぐ食べられる形態の商品を選択したり、調理食品やそう菜、弁当といった「中食」を利用する機会が増えている。こうした動向の総称。
食品安全マネジメントシステム(ISO 22000)	P31	HACCPの持つ食品安全確保のための技術的手法と経営の視点から仕組みを改善するマネジメントの概念を併せ持つ規格。

信用事業	P37	<p>漁協が行う事業の一つで、漁協が組合員に資金の貸付けを行ったり、組合員の貯金等の受入れなどを行う事業。現在、信用事業が健全に運営され、その破たんを未然に防ぐため「※1県1信用事業責任体制」によって運営体制の強化を図るなどの取組がなされている。</p> <p>(※1県1信用事業責任体制とは、[1]1県1漁協(県内の漁協すべてが合併し、合併後の漁協において信用事業を実施)、[2]統合信漁連(信漁連が県内漁協すべてから信用事業を譲り受け、信用事業を実施)、[3]再預け転貸方式(漁協が組合員から預かった貯金は信漁連に預け、逆に組合員に貸し出すときは信漁連からの借入金を転貸する方式)等による信用漁業協同組合連合会を中心とした複数漁協体制のいずれかにより、県域において一体的に信用事業が運営される体制。)</p>
水産加工残滓	P29	<p>魚介類から可食部分を取り除いた残りの部分で、主に魚の頭、内臓、骨等をいい、水産加工場、市場、量販店等から排出される。</p>
水産業・漁村の有する多面的機能	P5,P33,P36	<p>水産物の安定供給という水産業・漁村の本来の機能以外の機能のことであり、具体的には、国境監視、海難救助などの「国民の生命・財産の保全機能」、陸域から海に流出した栄養塩類を漁獲を通じて海から回収する「物質循環の補完機能」、藻場・干潟の維持・管理、海岸清掃、油濁等汚染源の除去、植樹等による「生態系と海域環境保全機能」、体験学習、交流イベント、文化の創造・継承等の「交流などの場の提供の役割」などがある。平成16年8月の日本学術会議答申にてその内容が明確化されている。</p>
選択的漁具・漁法	P17	<p>資源の合理的利用、収益性、省力化などの目的に応じて魚を獲り分けるために必要な漁具・漁法。</p> <p>例えば、資源の保護や再生産のために網に入った小型魚を逃がしたり、船上作業の労力軽減のために魚を魚種ごとに獲り分けたり、非漁獲対象種の漁獲を回避する機能を備えた漁具・漁法を言う。</p>
セントキッツ・ネービス宣言	P18	<p>2006年の第57回IWC年次総会(セントキッツ・ネービス)で採択された決議。商業捕鯨モラトリアムは不要であることを宣言するとともに、資源管理機関として機能不全に陥っているIWCの正常化等を求めており、開催地の名前を取ってセントキッツ・ネービス宣言と呼ばれている。</p> <p>IWCは、本来、鯨類資源の適切な保存と捕鯨産業の秩序ある発展を目的に締結された国際捕鯨取締条約(ICRW)に基づき設置された管理執行機関であることを踏まえ、IWCの正常化以外に、文化的多様性と沿岸住民の伝統及び資源の持続的利用の基本原則の尊重、及び、海洋資源の管理方法として世界標準となっている科学的根拠に基づく政策及びルール作りを目指すことへの約束についても宣言されている。</p>

た

多獲性魚	P7	<p>いわし、あじ、さば、さんま等一度に大量に獲れる魚。</p>
地域漁業管理機関	P18	<p>ある一定の広がりをもつ水域(例:インド洋)の中で、漁業管理をするための条約に基づいて設置される国際機関をいう。</p> <p>カツオ・マグロ類の地域漁業管理機関としては大西洋まぐろ類保存国際委員会(ICCAT)、インド洋まぐろ類委員会(IOTC)のほか、中西部太平洋まぐろ類委員会(WCPFC)、全米熱帯まぐろ類委員会(IATTC)等がある。地域漁業管理機関は関係国の参加により、対象水域における対象資源の保存・管理のための措置を決定する。</p>
知的財産	P31,P33	<p>発明、考案、植物の新品種その他の他人の創造的活動により生み出されるものや商標、商号その他事業活動に用いられる商品などのこと。</p> <p>水産分野においては、技術開発成果としての特許権やノリ等植物新品種にかかる育成者権、新たなブランドづくりにかかる商標権などの権利関係のほか、漁業者等有する固有の技術やノウハウなども知的財産となる可能性がある。</p>

適正養殖規範	P26	<p>「適正養殖規範」とは、「食品の安全性の確保」や「養殖生産活動が周辺環境に及ぼす悪影響の抑制」など、適正な水産物の養殖を行うために、養殖生産の作業工程ごとに想定される危害要因とその対応策などを示すものであり、また、それを実践する取組のことで。</p> <p>農業分野においては、適切な農業生産のための工程管理を「GAP」(Good Agricultural Practice の略)と呼んでおりますが、「適正養殖規範」も英訳すると Good Aquacultural Practice となりますので、こちらも略して「GAP」となります。</p>
トレーサビリティ・システム	P26,P31	<p>食品の生産、加工、流通などの各段階で原材料の出所や食品の製造元、販売先などを記録・保管し、食品とその情報とを追跡・遡及できるようにすることで、食中毒などの早期原因究明や問題食品の迅速な回収、適切な情報の提供などにより消費者の信頼確保に資するもの。</p> <p>国産牛肉については、平成 16 年 12 月から牛の個体識別のための情報の管理及び伝達に関する特別措置法に基づき流通・小売段階までのトレーサビリティシステムを導入することが義務化された。</p> <p>これに対し、国産牛肉以外の食品全般については、トレーサビリティシステムの導入は任意であり、生産者、流通業者などの自主的な導入の取組に対する支援が行われている。</p>

な

中食	P2,P29	<p>レストラン等へ出かけて食事をする外食と、家庭内で手作り料理を食べる「内食」の中間にあつて、市販の弁当やそう菜等、家庭外で調理・加工された食品を家庭や職場・学校・屋外等へ持って帰り、そのまま(調理加熱することなく)食事として食べられる状態に調理された日持ちのしない食品の総称。</p>
日本型食生活	P2	<p>昭和50年代に実現していた食生活で、日本の気候風土に適した米を中心に農産物、畜産物、水産物等多様な副食から構成され、栄養バランスが優れているだけでなく、日本各地で生産されている農林水産物を多彩に盛り込んでいるもの。</p>

は

バイオマス	P32	<p>バイオマスは、生物(bio)の量(mass)に由来し、「バイオマス・ニッポン総合戦略」では、「再生可能な、生物由来の有機性資源で化石資源を除いたもの」とされている。</p> <p>バイオマス・ニッポン総合戦略は、平成14年12月に地球温暖化防止等を目的として、バイオマスを最大限に利活用するための具体的取組や行動計画として国が定めたもの。平成18年3月に見直しを行い、輸送用燃料などへのバイオマスエネルギーの導入促進を強化した。</p> <p>バイオディーゼルとは、一般的に、動植物の油脂を加工してディーゼルエンジン用燃料としたものを指し、Bio Diesel Fuel の頭文字をとって BDF と呼ばれることもある。漁船で使用されている化石燃料(重油や軽油)に代替可能な、植物等が吸収した炭素を循環させることにより二酸化炭素量の増大につながらないカーボンニュートラルな燃料を用いる。</p>
配合飼料	P7,P21	<p>養殖対象魚種の発育段階や飼育環境にあわせて魚粉等をベースに、各種栄養がバランス良く配合され、保存性及び使用方法についても配慮された飼料。養殖生産においては、生鮮又は冷凍の魚介類をそのまま餌としている「生餌」から、「配合飼料」への転換が進んでいる。</p>
排他的経済水域等	P3,P5, P17,P25, P26	<p>「排他的経済水域等」とは、排他的経済水域、領海及び内水並びに大陸棚をいう。</p> <p>① 排他的経済水域:沿岸国の基線(海岸線)から 200 海里又は中間線までの海域(領海を除く)並びにその海底及びその下であり、この海域においては天然資源の探査・開発・保存及び管理等に関して、沿岸国の主権的権利が及ぶ。</p> <p>② 領海:基線(海岸線)からその外側 12 海里(約 22km)までの海域で、</p>

		沿岸国の主権が及び、領土と並んで国家の領域の一部である。 ③内水: 基線(海岸線)から陸地側の水域で沿岸国の主権が及ぶ。 ④大陸棚: 沿岸国の基線(海岸線)から 200 海里又は中間線の線までの海域(領海を除く)の海底及びその下であり、大陸棚においては、天然資源の開発等に関して、沿岸国の主権的権利が及ぶ。なお、大陸棚は地理的条件等によっては国連海洋法条約の規定に従い基線から 200 海里を越えて延長することが出来る。
便宜置籍漁船	P30	その船の事実上の船主の所在国とは異なる国に籍を置く漁船
防疫	P21,P26	水産動植物の伝染性疾病の発生・流行を予防するための処置。

ま

マルシップ漁船	P26	我が国漁船を外国法人に貸し出し、外国人漁船員を乗船させ、これを定期用船した上で操業する漁船。遠洋マグロ漁業等の公海や外国 200 海里内で操業する漁業において導入されている。
満限(漁獲)	P3	漁獲量が、その資源にとって持続的に達成可能な最大(あるいは高水準)の漁獲量に達している状態。
藻場・干潟	P3,P7, P12,P13, P20, P26,P34, P36	「藻場」とは海藻が多く繁っている場所であり、「干潟」とは遠浅で潮が満ちれば隠れ、引けば現れるような砂や泥の場所である。これら藻場・干潟は、栄養分(チツ・リン)などを取り込み、水をきれいにする働きがあり、魚の産卵や成育の場所となっている。しかし近年、「磯焼け」と呼ばれる大規模な藻場の喪失や干潟の水質浄化機能の低下が全国的に広がっている。

や

遊漁	P20,P26, P35	「遊漁」とは、いわゆるレクリエーションのために行う釣りや潮干狩等の営利を目的としない水産動植物の採捕等を意味したものである。 また、船舶を利用した遊漁の一つとして「遊漁船業」という事業があり、これは船舶により乗客(遊漁者)を漁場に案内し、釣りその他の方法で水産動植物を採捕させる事業である。「遊漁船業者」は、漁業者の兼業も多く、全国に約1万8千業者存在しており、「遊漁船業の適正化に関する法律」に基づき、利用者の安全の確保及び利益の保護並びに漁場の安定的な利用関係の確保のために必要な規制が行われている。
(ノリ養殖業の)輸入枠の段階的な拡大	P27	我が国は、ノリを始めとする一部の水産物に対し、外国為替及び外国貿易法に基づき、輸入割当(IQ)制度を設けている。 その割当については、毎年、国内の需給状況等を勘案し設定しているが、ノリについては、韓国、中国に対し国別割当を行っていることから、この両国との協議の結果も反映して枠の量を決定している。 2006年1月、韓国との間において、10年後(2015年)12億枚まで韓国からの輸入割当枠を拡大することが合意されている。

ら

離島漁業再生支援交付金事業	P36	販売や生産資材の取得など、主として輸送の面での不利性を有する離島において、離島の漁業集落が行う漁業再生活動に対する交付金による支援を行い、もって離島の有する多面的機能の維持・増大を図るための制度。
---------------	-----	--

アルファベット

EPA交渉	P3,P31	EPAは、経済連携協定といい、Economic Partnership Agreementの略称。特定の二国間又は複数国間で、地域のヒト、モノ、カネの移動自由化、円滑化を図るため、水際及び国内の規制の撤廃や各種経済制度の調和等、幅広い経済関係の強化を目的とする交渉。
HACCP	P30,P31	Hazard Analysis and Critical Control Point(危害分析・重要管理点)の略。食品安全上重要な危害要因(有害な微生物や化学物質等)を同定し、評価し、制御するシステム。HACCPは、最終製品検査を主に頼るよりはむしろ危害要因の混入を防ぐことに重点を置いている。

ILO 基準に準拠した設備基準	P24	天井の高さや寝室の面積等の漁船内の船員設備を、ILO(国際労働機関)条約に定められる基準に準じたものとする。
IUU漁業	P18	国際的な資源管理の枠組みを逃れて操業する漁船。 IUUとは Illegal Unreported and Unregulated(違法、無報告、無規制)の略称。
TAC・TAE 制度	P16,P17	○TAC(漁獲可能量)制度 資源状況等の科学的データを基礎に、漁業経営等の社会的事情を勘案して、魚種別に年間の漁獲量の上限(TAC)を設定する制度。 ○TAE(漁獲努力可能量)制度 資源状況等の科学的データを基礎に、漁業経営等の社会的事情を勘案して、魚種別に一定期間・一定区域内における年間の漁獲努力量(隻・日数)の上限(TAE)を設定する制度。
WTO交渉	P3	WTOは、世界貿易機関(World Trade Organization)の略。WTOは、GATT(自由貿易の促進を目的とした国際協定)を発展的に引き継いだ組織である。現在は、2001年11月にカタール・ドーハで行われた閣僚会議で採択されたドーハ開発アジェンダ(GATT時代から数えて通算九回目の多角的貿易交渉)の結果に基づき、農産品・非農産品の関税削減等について交渉中。市場アクセス(関税引き下げ等を目指す交渉)では、物品により二つの交渉グループ(米・肉・野菜等の農産品を対象とした農業交渉、鉱工業品を対象とした非農産品市場アクセス交渉の二つ)に分かれて議論されている。水産物については、非農産品市場アクセス交渉で関税及び非関税措置について議論が行われ、ルール交渉で漁業補助金の規律について議論が行われている。